

## 河南町身体障害者手帳診断料助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付申請者（再交付申請者を含む。）に対し、その申請の際に必要な診断書（法第15条第1項の診断書をいう。以下同じ。）の取得に要する費用を助成することにより、身体障がい者の負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱による助成（以下「助成」という。）を受けることができる者は、指定医師（法第15条第1項の規定により都道府県知事が定めた医師をいう。）から診断書の交付を受けた者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 本町の区域内に住所を有する者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていない者
- (3) 市町村民税非課税世帯に属する者（診断書の取得に要する費用を支払った日の属する年の当年度（支払った日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯に属する者とする。）

### (助成額)

第3条 助成の額は、診断書の交付の対価として手帳の交付申請者が医療機関に支払った費用（当該診断書の作成に付随して行われた検査の費用及び当該交付申請者が診断書の取得に当たり選定療養（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に掲げるものに限る。）を受けた場合における当該選定療養に要した費用を含む。）の額に相当する額とする。

### (助成申請)

第4条 助成を受けようとする者は、身体障害者手帳診断料請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出することにより、その申請をしなければならない。

- (1) 手帳交付（再交付）申請書
- (2) 診断書の取得に係る医療機関の領収書

(3) 市町村民税非課税世帯に属する者であることの証明書。ただし、公簿等により確認することができる場合は、省略することができる。

2 前項の申請は、診断書の交付を受けた日からの起算して1年以内にしなければならない。

3 町長は、第1項の申請を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに助成決定を行うものとする。

(助成金の返還)

第5条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の河南町身体障害者手帳診断料助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付を受けた診断書に係る申請について適用し、同日前に交付を受けた診断書に係る申請については、なお従前の例による。

(河南町身体障害者手帳診断書料支給事業実施要綱の廃止)

3 河南町身体障害者手帳診断書料支給事業実施要綱(平成元年10月1日制定)は、廃止する。